

## 岡山市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年3月27日

岡山市長 大森 雅夫

### 1 目的

岡山市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

### 2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額 23,987,700 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）  
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の「役務」部門に登録があること。現在、有資格者名簿に登載のない者も企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出と併せて別表1に掲げる書類を提出することにより、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (3) ISMS 適合性評価制度認証（JIS Q27001（ISO/IEC 27001）の基準に適合することにより与えられるもの）、又はプライバシーマーク使用許諾（プライバシー制度における基準（JIS Q 15001）に適合することにより与えられたもの）のいずれかの認証を取得していること。
- (4) 直近5年間（令和3年度～令和7年度）に、中核市、政令指定都市または特別区のいずれかにおいて、通知物を用いた特定健診受診率向上事業を完了した実績があること。
- (5) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

#### 4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和8年4月17日（金）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年4月3日（金）午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年4月9日（木）午後5時までに掲載
企画提案書等の提出	令和8年4月9日（木）～ 令和8年4月17日（金）午後5時必着
ヒアリング実施予定日	令和8年4月23日（木） ※午後の予定
審査結果の通知	令和8年4月27日（月）頃

#### 5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）からダウンロードすること。ホームページアドレス  
(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>)

#### 6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

##### (1) 受付期間

公示日から令和8年4月3日（金）午後5時まで。

##### (2) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務委託」として、岡山市国保年金課へ提出すること。

電子メール：kokuhonenkin@city.okayama.jp

##### (3) 回答方法

令和8年4月9日（木）午後5時までに岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）へ掲載します。

#### 7 企画提案書等の提出

##### (1) 提出方法

岡山市保健福祉局保健福祉部国保年金課宛に、「岡山市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送するか、事前に担当へ連絡の上直接持参してください。

##### (2) 提出書類

①企画競争参加申請書（様式1）

②業務実施体制調書（様式は自由）

業務を履行するための作業内容を洗い出し、応募主体の概要及び本業務の実施体制を提示してください。

③企画提案書（様式は自由、カラー印刷、A4判）

下記事項について仕様書（案）、評価基準等を確認のうえ提案してください。

ア) 事業計画、実施の体制について

- イ) 通知物について
- ウ) 通知物の勸奨効果を高める提案について
- エ) 分析について

④見積書および積算書（様式は自由）

消費税及び地方消費税率は10%を適用し、その金額も明記してください。また、積算の根拠をできる限り詳細に「積算書」（A4版）に記載し添付してください。

なお、分析については、効果分析と医療費の現状分析のそれぞれの金額がわかるように積算すること。

⑤3（3）に示す、の認証を受けていることがわかる書類の写し（1部で可、正本に添付すること）

⑥3（4）に示す実績証明書（様式2）（1部で可、正本に添付すること）

実績が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

（3）提出部数

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
  - ・社名、代表者印のないもの5部（副本）
- 副本のうち1部は未製本で提出すること。

（4）注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ提出してください。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ⑤企画競争参加申請書及び各提出書類の正本を除き、住所、法人名、代表者名等は表示しないでください。やむを得ず記述する場合は、副本については黒塗りし、提案者名が分からないようにしてください。また、企画提案書における内容についても、会社名または会社名を類推できる表現は使用しないでください。

## 8 最適提案者の特定方法等

（1）審査体制

令和8年度岡山市国民健康保険特定健康診査受診率向上対策業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（2）審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査を行います。
  - ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ただし、60点に満たない提案は、順位にかかわらず特定しません。

（3）ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき20分以内とし、委員会委員及び事務局による質疑応答時間を別に設定します。詳細な日時、場所については後日お知らせします。発表に必要なスクリーン、プロジェクタ（HDMIもしくはミニD-sub15ピン接続）は岡山市で準備します。事業者はパソコン、接続ケーブルなどを準備してください。なお、事業者でプロジェクタを準備することも可とします。

(4) 評価基準

「評価基準」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出された書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥7(2)④の見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦得点が60点に満たない場合
- ⑧その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 提出書類は選定結果に係わらず返却しません。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。

(8) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

**【提出先・問い合わせ先】**

岡山市保健福祉局保健福祉部国保年金課（岡山市役所保健福祉会館 9 階）

担当：坂内、安部、平野

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目 1 番 1 号

電話：(086) 803-1133

FAX：(086) 226-8501

電子メール：kokuhonenkin@city.okayama.jp